

福祉生活病院常任委員会資料

(令和4年4月21日)

〔件 名〕

- 八頭町及び江府町の星空保全地域指定について
(環境立県推進課)・・・2
- 穂坂環境大臣政務官の環境政策に係る全国行脚(鳥取県)の開催について
(脱炭素社会推進課)・・・4
- 令和4年度「日本一のすなば」魅力まるごと事業イベントの応募・採択状況について
(緑豊かな自然課)・・・5
- 飲食店及びスポーツジムにおける感染防止対策の徹底について
(くらしの安心推進課)・・・6
- 福島県沖を震源とする地震に係る広域応援職員の派遣について
(住まいまちづくり課)・・・7
- 上・下水道広域化・共同化検討会の開催概要について
(水環境保全課)・・・9
- 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
(住まいまちづくり課、水環境保全課)・・・10

生活環境部

八頭町及び江府町の星空保全地域指定について

令和4年4月21日
環境立県推進課

鳥取県星空保全条例第9条で規定する星空保全地域として、4月15日に新たに八頭町及び江府町の全域を指定したので報告する。

1 八頭町及び江府町の星空保全地域指定について

(1) これまでの取組

時 期	内 容
令和4年1月～2月	・八頭、江府両町全域を県へ星空保全地域指定要請することについて、両町でパブリックコメント募集。⇒特段の意見なし ・両町から星空保全地域への指定について県に文書で要請。
〃 2月	・八頭、江府両町内の星空環境の状況及び星空を活用した取組状況等の調査、星空保全照明基準案について、両町への意見聴取。⇒異議なし
〃 3月	・県景観審議会星空環境保全部会において、両町の星空保全地域の指定区域案、照明基準案について審議し、妥当と判断された。(9日) ・両町の星空保全地域の指定区域案、照明基準案について公告縦覧(18日～31日) ⇒特段の意見なし
〃 4月	・告示(15日)

(2) 星空保全地域に指定する妥当性

ア 星空等の状況

【八頭町、江府町】ともに町域の大部分が山で囲まれ、外部からの光の影響が少ない。また、夜空の暗さを調査したところ、両町全域にわたって美しい星空が見える環境にあることが確認された。

＜調査結果概要＞八東ふるさとの森(八頭町) 21.4 江府町役場(江府町) 21.0 単位：等級/平方秒角
*数値が大きいほど夜空が暗く、美しい星空を見ることができる。最高値：ハワイ島マウナケア山 22

イ 星空を活用した取組の状況

＜これまでの取組＞

【八頭町】公民館や宿泊施設で星空観察会が実施されているほか、旧八東町出身で世界的に有名な彗星ハンター本田實氏を顕彰するパネル展示会も実施されている。

【江府町】宿泊施設、地元民間団体による星空観察会が奥大山エリアを中心に定期的に開催されている。

＜指定後の主な取組予定＞

・星空観察会を継続実施する。ホームページ、SNSなどの様々な広報媒体を活用して、町の取組をはじめ、民間事業者や地域住民の取組を発信する。県とも連携し、星空保全地域の啓発を行う。

2 星空保全照明基準について ※詳細は次頁参照

(1) 環境省の光害対策ガイドラインで地域特性に応じて参酌し定める基準について、「村落・郊外型住宅地」を適用する。(既指定地域と同じ基準)

①屋外照明器具…上方光束比(照明器具の上空への漏れ光の割合)は2.5パーセント以下とする。

②建築物等を照射する照明器具…照射される建築物等の表面の輝度は5カンデラ毎平方メートル以下とする。

③広告物照明器具…広告物の表面の輝度は400カンデラ毎平方メートル以下とする。

(2) 以下の照明器具の使用については例外的に規定する。(既指定地域と同じ)

①バルーン投光器…夜間の工事・催物の期間に安全確保のため必要な範囲内で使用する場合に限り、屋外照明器具の規制対象から除外する。

②樹木等のライトアップ…午後10時までの使用とする。

※当該基準は、個人の住居には適用されない。既存の屋外照明器具はそのまま使用可能であるが、新設または改修を行う際には、当該基準に適合する必要がある。イルミネーション用照明や、提灯、ぼんぼり等も規制対象外である。

＜参考＞

※星空保全地域とは

鳥取県星空保全条例第9条で規定する「優れた星空環境を有する区域のうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における星空環境を保全することが特に必要なもの」を指し、本県では美しい星空環境を保全・活用して地域活性化を図っているような地域を市町村と協議の上「星空保全地域」として指定している。

※これまでに指定済の地域…鳥取市佐治町、日南町、若桜町、倉吉市関金町、日野町

八頭町及び江府町の星空保全地域星空保全照明基準

(注) 太字：・施行規則で「環境省のガイドラインを参酌して数値等を定める」と規定し個別に定める事項。
 ・条例で「当該星空保全地域における星空環境保全のために特に配慮を要する事項」と規定し個別に定める事項。 ※太字以外は施行規則で規定しているもの。

照明器具の種類	項目	基準	
屋外照明器具	設置の位置	照明の目的を達成するのに必要な最小限の箇所に設置して使用すること。	
	照射の方向	ナイター照明器具以外	1 垂直に設置した場合の上方光束比が 2.5パーセント以下 となる照明器具を、当該数値以下となる向きに設置して使用すること。 2 1以外の照明器具を設置し、使用する場合は、その縁が光源の下端よりも低い位置となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。 ただし、工事又は一時的な催物の夜間における安全の確保のために必要な範囲内で設置し、使用する照明器具については、この限りでない。
		ナイター照明器具	光害防止対策の措置がされた投光器を用いるとともに、下向き照射を基本として設置の方法等を検討し、上方への漏れ光を抑制すること。
	使用の時間	ナイター照明器具は、午後10時までの使用とする。 ※(八頭町)ただし、1日を超えない期間の催物で使用する場合は、この限りではない。	
建築物等を照射する照明器具	設置の位置	必要最小限の箇所に設置して使用すること。	
	照射の方向	1 次の要件を満たすよう設置して使用すること。 ア 下向き照射とすること。 イ 建築物等のみを照射すること。 2 その縁が光源の下端よりも低い位置となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。	
	輝度	照射される建築物等の表面の輝度は、 5カンデラ毎平方メートル以下 とする。	
広告物照明器具	照射の方向	1 広告物を外部から照射する場合においては、次の要件を満たすよう設置して使用すること。 ア 下向き照射とすること。 イ 広告物のみを照射すること。 ウ その縁が光源の下端よりも低い位置となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。 2 広告物本体が発光する場合又はその内部が発光する場合においては、その縁が広告物の中心よりも低い位置となるよう広告物の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。	
	輝度	広告物の表面の輝度は、 400カンデラ毎平方メートル以下 とする。	
一時的な催物の演出を目的として特定の対象物(建築物等を除く。)を照射する照明器具	照射の方向	上方への漏れ光を抑制するよう配慮すること。	
	使用の時間	午後10時までの使用とする。ただし、1日を超えない期間の催物で使用する場合は、この限りでない。	
	輝度	照射する対象物の表面の輝度は、演出の目的を達成するために必要な最小限度のものとする。	

備考

- 「屋外照明器具」とは、道路、駐車場、庭園その他の屋外の場所において必要な明るさを確保する目的で設置し、使用する照明器具(イルミネーションの用に供するものを除く。)をいう。
- 「建築物等」とは建築物、工作物その他の施設をいい、「建築物等を照射する照明器具」とは建築物等の外観を照射する目的で設置し、使用する照明器具をいう。
- 「広告物照明器具」とは、広告物の外観を照射する目的で設置し、使用する照明器具又は広告物本体若しくはその内部が発光する広告物をいう。
- 上方光束比は、光源全体から出る光束のうち水平より上方に向かう光束の比率とする。
- 照射される建築物等の表面の輝度は、平均照度に面の反射率を乗じて得た数を円周率で除して得た数値とする。
- 広告物の表面の輝度は、次のいずれかによるものとする。
 (1) 広告物の外観を照射するとき 平均照度に面の反射率を乗じて得た数を円周率で除して得た数値
 (2) 広告物本体又はその内部が発光するとき 広告物の表面の輝度を測定して得た数値
- 平均照度及び輝度の測定方法は、日本産業規格C7612及びC7614による。
- 個人の住宅に係る照明器具については、この基準は適用しない

穂坂環境大臣政務官の環境政策に係る全国行脚（鳥取県）の開催について

令和4年4月21日
脱炭素社会推進課

穂坂環境大臣政務官が来県され、自治体首長や民間事業者と脱炭素の取組について意見交換を行ったので、その概要を報告する。

1 意見交換会の概要

- (1) 日時 令和4年4月3日（日）午後4時から5時まで
- (2) 場所 鳥取県庁議会棟3階 特別会議室
- (3) 出席者

環境大臣政務官	穂坂 泰 氏
環境省 大臣官房審議官	森光 敬子 氏
環境省 中国四国地方環境事務所長	上田 健二 氏
鳥取県知事	平井 伸治
鳥取市長	深澤 義彦 氏
境港市長	伊達 憲太郎 氏
北栄町長	手嶋 俊樹 氏
株式会社鳥取銀行 取締役専務執行役員	入江 到 氏
ローカルエナジー株式会社 代表取締役	加藤 典裕 氏
株式会社ミヨシ産業 代表取締役社長	谷野 利宏 氏
智頭石油株式会社 代表取締役社長	米井 哲郎 氏



2 開催結果

穂坂環境大臣政務官の国の施策や全国の取組事例の紹介の後、地元出席者から地産地消型の再生可能エネルギーの導入推進や建物の省エネ化促進、電動車の導入促進などを行政や民間事業者が一体となって進めている現況を紹介した。

⇒課題や先進的取組事例を共有して、県内の脱炭素施策をより一層推進する契機となった。

○穂坂環境大臣政務官のコメント

- ・鳥取の脱炭素の取組は先進的。素晴らしい取組ばかりで勉強になった。先行した好事例がたくさんあるので全国に広げていきたい。
- ・出席者の発言で印象に残った点。
 - ✓ 健康省エネ住宅を推進する鳥取県の本気度と地元工務店の熱意
 - ✓ 町営の大規模風力発電や地域新電力設立の取組
 - ✓ CO2 の見える化による取引先の脱炭素への支援
 - ✓ 非FIT 発電を視野に入れた自家発電自家消費
 - ✓ ガソリンスタンドが始めた電気自動車のレンタル事業

【参考】環境省の環境政策に係る全国行脚について

環境省は、気候変動の問題に対応するため、地域の脱炭素化に向けた取組を推進しており、環境大臣・環境副大臣・環境大臣政務官が分担して、47都道府県を訪問し、地域脱炭素に関係の深い方々との意見交換をする機会を設けている。

※中国地方の実績

- ・岡山県（令和4年3月5日） 穂坂環境大臣政務官の環境政策に係る全国行脚（岡山県）
- ・広島県（令和4年3月26日） 務台環境副大臣の環境政策に係る全国行脚（広島県）
- ・山口県（令和4年3月27日） 務台環境副大臣の環境政策に係る全国行脚（山口県）
- ・島根県（令和4年4月3日） 穂坂環境大臣政務官の環境政策に係る全国行脚（島根県）

令和4年度「日本一のすなば」魅力まるごと事業イベントの応募・採択状況について

令和4年4月21日
緑豊かな自然課

鳥取砂丘未来会議では、「日本一のすなば」魅力まるごと事業（鳥取砂丘の魅力の学びや体験、砂丘西側エリアの利活用を促進するための「学び、遊び、泊まり」に繋がるイベント）を公募し、ヒアリング等を行った結果、令和4年度に実施するイベント（7件）を採択したので、その概要を報告する。

1 募集期間 令和4年2月15日(火)～令和4年3月11日(金)

2 応募状況 [応募件数] 7件

3 審査結果

3月25日(金)にイベント応募者からのヒアリングを行い、企画内容や新型コロナウイルス感染対策等を審査した結果、以下のとおり採択した。なお、今後、二次募集を行う予定である。

[審査結果] 採択7件（不採択なし）

[採択総額] 6,522千円（予算額12,000千円）

4 採択イベント

イベント名	実施団体	概要
鳥取砂丘オーバーヘッドPK日本一決定戦2022	鳥取・はだしサッカー推進会議	岩戸海岸で全国のサッカー愛好家等によるオーバーヘッドPK大会を開催する。また、地元住民が楽しめる体験型イベント（スラックラインなど）を併催する。（11月）
朝の一番砂丘にGO！「鳥取砂丘・大人の遠足 Vol. 7」	大人の遠足実行委員会	砂丘の雄大さが感じられる早朝から午前中にかけて、砂丘内及び砂丘周辺エリアを2時間程度歩いて、遠足感覚で楽しむ。（7月～1月）
400度の炎の宴×グランピング&サウナ	炎の宴実行委員会	県産の高品質な食材を使った料理と親和性の高い「宿泊」、「体験型イベント（野外サウナ体験）」を連携した飲食イベントを実施する。（6月、10月）
鳥取砂丘リアルゲームランド2022	鳥取砂丘リアルゲームランド実行委員会	砂丘を中心にスマートフォンを利用した歴史・観光クイズアトラクションを行う（10月～11月）。また、砂丘内及び砂丘周辺エリアのコンテンツをまとめたスマートフォンアプリの開発を行う。
第5回多鯰ヶ池手づくりいかだレース	浜湯山・多鯰ヶ池活性化委員会	多鯰ヶ池で手づくりいかだによるタイムレースを行う。（7月）
遊び場すなば「鳥取砂丘自然体験会」	小鳥企画	砂丘を舞台に日中・夕暮れ・星空・朝日の鑑賞会、砂丘西側を利用した宿泊体験会、専門家による学習会を行う。（7月～8月）
鳥取砂丘おそうじセグウェイ～鳥取砂丘漂着ゴミ問題美化計画～	株式会社 SiSS	砂丘西側エリアで実施中のセグウェイガイドツアーに「漂着ごみ美化活動コース」を組み込み、環境保全活動を実施する。（4月～12月）

<参考>

令和3年度の実績：採択11件（新型コロナウイルス感染症の影響による中止1件） 8,576千円

飲食店及びスポーツジムにおける感染防止対策の徹底について

令和4年4月21日
くらしの安心推進課

ゴールデンウィークを迎え、飲食店の利用増加が見込まれる中、B.A. 2系統への置き換えによる新型コロナウイルス感染再拡大のおそれがあることから、4月末までを重点点検期間とし、飲食店やスポーツジム等を巡回して、感染防止対策の点検、注意喚起を行っているので報告する。

1 飲食店の巡回点検

4月13日から28日にかけて県内繁華街の飲食店1,247店舗を職員が巡回して、感染防止対策の点検を行い、改めて対策の徹底を呼びかけている。

〔 消毒の徹底、マスク着用の徹底、換気の徹底、十分なディスタンスの確保、従業員の体調管理の徹底
事業者から利用者への注意喚起、呼びかけ等 〕

(1) 対象店舗

区分	店舗数	対象エリア
東部（鳥取市内）	533	弥生町、末広温泉町、永楽温泉町、栄町、吉方温泉
中部（倉吉市内）	214	上井町一丁目、上井町二丁目、山根
西部（米子市内）	500	朝日町、角盤町、四日市町、西倉吉町、東倉吉町、尾高町、加茂町、東町、日野町、茶町、明治町、万能町
計	1,247	

(2) 点検状況（4月15日現在）

巡回店舗数 498店（点検済み267店、不在につきポスティング231店）

<これまでの点検結果>

- ・新型コロナ安心対策認証店（以下「認証店」という。）は、消毒、マスク着用、パーティションなど適切に対策が実施されていた。
- ・認証店以外では、一部の店でマスク着用を指導したが、概ね対策は実施されていた。

2 スポーツジムの注意喚起

3月末に鳥取市内のスポーツジムにおいてクラスターが発生したほか、県内の同様の施設でも感染事例が発生したことから、4月4、5日に県内のスポーツジム関連施設78か所を職員が巡回し、感染防止対策のポイントを記載したチラシ、ガイドライン等を配布し注意喚起を行った。

(1) 対象施設

フィットネスクラブ、スイミングスクール、ボクシングジム、ダンス教室等 78施設

(2) 巡回結果

基本的な感染防止対策は概ね実施されていたが、一部の施設に対して次の事項を指摘した。

- ・フィジカルディスタンスの確保不足（5件）
- ・利用者のマスク未着用（2件）
- ・消毒の不備（2件）

【参考】認証店の状況（令和4年4月15日時点）

区分	東部	中部	西部	合計
飲食業	945	402	946	2,293
宿泊業	22	22	34	78
理美容業	59	35	77	171
スポーツジム	6	0	4	10
その他	264	144	314	722
合計	1,296	603	1,375	3,274

福島県沖を震源とする地震に係る広域応援職員の派遣について

令和4年4月21日

危機管理政策課・住まいまちづくり課

令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震について、被害状況や支援ニーズの把握等のため福島県へ情報連絡員（リエゾン）を派遣するとともに、福島県相馬市へ被災建築物の危険度判定を行う被災建築物応急危険度判定士を派遣したので報告する。

1 情報連絡員（リエゾン）の派遣

- (1) 派遣先 福島県
(2) 派遣期間・人数 3月23日（水）～4月12日（火）〔21日間〕・延べ8名

	派遣期間	人数	備考
第1陣	3月23日～3月31日（9日間）	2名	先遣隊
第2陣	3月29日～4月4日（7日間）	2名	
第3陣	4月2日～4月8日（7日間）	2名	
第4陣	4月6日～4月12日（7日間）	2名	

※派遣期間は移動日を含む。危機管理局職員及び災害応援経験者等を選。

(3) 活動概要

全国知事会会長県として情報連絡員（リエゾン）2名を派遣し、他県情報連絡員とともに福島県災害対策本部への出席、被災現場の確認等により被害状況等の情報収集を行った。

また、他県の応援職員等とも情報共有しながら支援ニーズの把握等に当たり、相馬市への被災建築物応急危険度判定士の派遣調整等を行った。

2 被災建築物応急危険度判定士の派遣

- (1) 派遣先 福島県相馬市
(2) 派遣期間・人数 3月25日（金）～29日（火）〔5日間〕
※26日：打合せ、27日～28日：判定活動
8名（被災建築物応急危険度判定士の資格を持つ職員）

(3) 活動概要

被災した建築物の余震などによる倒壊、外壁や窓ガラスの落下などにより生じる二次災害を未然に防止し、建築物を利用する居住者などの安全を確保することを目的に、所有者から希望のあった建物について判定活動を実施した。

<判定件数等>

対象地域	判定件数	判定結果			備考
		赤（危険）	黄（要注意）	緑（調査済）	
相馬市内	43件	14件	25件	4件	2日間の計

<被災の特徴>

赤色（危険）：外壁の破損、建物の傾き（古い納屋等） など

黄色（要注意）：屋根瓦のズレ（特に棟部分）、ブロック塀の傾き、外壁のクラック・落下（タイル貼り等の湿式工法） など

<被災建築物の状況等>



屋根瓦のズレ



納屋の傾き



外壁タイル貼りの落下



ブロック塀の傾き

【参考】

○県では、発災直後から職員が県庁に緊急参集し、情報連絡室を設置して、情報収集と被災地ニーズの把握を行っていた。

○地震の概要

- ・発生日時 3月16日(水) 23時36分
- ・マグニチュード 7.4(暫定値)
- ・震源 福島県沖 深さ57km(暫定値)(北緯37度41.8分、東経141度37.3分)
- ・震度 6強:宮城県登米市、蔵王町、福島県相馬市、南相馬市、国見町(3市2町)
6弱:宮城県石巻市、福島県福島市、新地町他
5強:岩手県、宮城県、山形県、福島県
※このほか震度1までの揺れを北海道から九州にかけて広い範囲で観測
- ・津波 石巻港で最大0.3m

○主な被害状況

	全国(4/7現在)	福島県(4/12 現在)	福島県 の主な内訳
人的被害	死者:3人 重傷:26人 軽傷:215人	死者:1人 重傷:9人 軽傷:92人	死者:相馬市 重傷:相馬市5人、本宮市、郡山市、国見町、 矢吹町各1名
住家被害	全壊:64棟 半壊:582棟 一部破損:9,768棟	全壊:64棟 半壊:775棟 一部破損:8,849棟	全壊:福島市20棟、相馬市12棟、 新地町11棟、国見町7棟 ほか 半壊:福島市360棟、国見町144棟、 相馬市116棟、新地町36棟 ほか
住民避難		避難所数:1カ所 避難者数:19人 (相馬市)	

※消防庁被害報(全国)、福島県被害状況即報より(集計時点が異なるため数値は一致しない)

上・下水道の広域化に係る令和3年度第5回検討会を開催したので、概要を報告する。

- 1 開催日 令和4年3月23日（水）WEB方式（上下水道合同、県内3ブロック合同）
2 参加者 市町村：町長、上・下水道担当課長ほか
受託者：EY新日本有限責任監査法人（水道）、日水コン・トーマツ共同企業体（下水道）

3 概要

(1) 水道

「現状把握・課題分析」「自然体将来推計」「広域化メニューの設定」「広域化効果の試算」といったテーマごとに検討してきた内容を水道広域化推進プラン(案)としてとりまとめたので、概要を市町村に説明して意見交換を行うとともに、令和4年度以降の進め方を確認した。

①水道広域化推進プラン(案)

別添のとおり

②主な意見等

	質 疑	回 答
1	令和5年度以降は関係市町で詳細検討を進めることになるが、県の関わりはどのようになるか。	進捗状況の把握だけでなく、調整機能を果たすような関与の在り方を検討していく。
2	施設統廃合の効果額については、市町毎にどの程度の効果が見込めるのか示してほしい。	シミュレーションの詳細なデータ（バックデータ）については、各市町にも共有する。
3	経営統合の効果試算にあたり他団体事例を参照しているが、水道事情が似た事例を参照しているか。	先事例が少ないため、複数の事例を参考にしながら、過大な効果試算とならないように調整している。
4	経営統合の定量的効果（人件費削減）と定性的効果（管理体制や緊急時体制の強化等）は矛盾しないか。	定性的効果については、県全体で見た場合の効果として記載している。（県全体の効率化）

(2) 下水道

「現状把握・課題分析」「広域化メニューの設定」「広域化効果の試算」「今後の検討のロードマップの作成」といったテーマごとに検討してきた内容を汚水処理広域化・共同化計画(案)としてとりまとめたので、概要を市町村等に説明して意見交換を行うとともに、令和4年度以降の進め方を確認した。

①汚水処理広域化・共同化計画(案)

別添のとおり

②主な意見等

	質 疑	回 答
1	施設統廃合等に関し、受入れ側の地元自治会等との調整はどのように考えているか。	検討が中長期にわたるため、詳細な効果試算結果も踏まえて、丁寧かつ慎重に調整を進めていく必要がある。
2	全体を俯瞰すると、東部・中部・西部で流域下水道を作るようなイメージか。	市町村間で連携して効率化が図れる取組を検討するものであり、流域下水道を目指すものではない。
3	ハードメニュー（施設統廃合等）は効果額が大きいですが、それが無い団体はソフト連携が中心のためこの程度かという印象がある。	全施設を対象にした積極的な検討の結果であり、市町村を跨ぐ統廃合が無い団体もあるが、その場合でも市町村内の統廃合を引き続き検討していくよう考えている。
4	メリットだけでなく、デメリットやリスクなどについてもまとめる必要があるのではないか。	市町村にはリスクやデメリットも踏まえて判断していただけるよう、できるだけ計画案に記載していく。

4 今後の予定

<令和4年度>

- ①シミュレーション修正や意見交換を踏まえた調整を継続し、令和4年度末に広域化計画を策定する。

[4～5月] 市町村に対して意見照会を実施（市町村は計画案について首長報告の上回答）

[6～10月] シミュレーション及び計画案の修正

[11月頃] パブリックコメントの実施

[2～3月] 広域化計画の確定・公表

- ②令和5年度以降の市町村等による詳細検討にスムーズに移行するため、主に検討体制の構築や検討事項の事前整理等を行うモデル的な検討を実施し、詳細検討の進め方の参考事例として示すことで市町村等の取組を支援する。併せて、ソフトメニューに係る具体的な共同化の内容について、継続して検討する。

[検討項目] 検討体制の構築、役割分担・費用負担の調整、検討事項・法手続きの整理、スケジュールの設定 等

<令和5年度以降>

- ①関係市町村等で設置した検討体制において、概略計画、詳細な効果試算等を行い、市町村等が広域化の実施を判断する。

- ②県は、市町村等間の調整役として検討に関与しながら進捗状況を把握する。併せて、進捗状況に応じた広域化計画の改定を適宜実施する。

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

令和4年4月21日

【新規分】							
主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	入札方式
くらしの安心局 住まいまちづくり課 (営繕課)	県営住宅材木町団地第一期工口改善 工事(59-2棟)(建築)	鳥取市 材木町	株式会社 藤原組 取締役社長 藤原 正	129,800,000円 (予定価格) 140,800,000円	令和4年4月13日 ～令和4年10月31日	令和4年4月13日	制限付 一般競争入札 (3社)

生活環境部

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

令和4年4月21日
生活環境部

主 務 課	工 事 名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工 期	契約年月日	変更理由
くらしの安心局 水環境保全課 (中部総合事務所 県土整備局)	天神川流域下水道事業幹線管渠更生 工事(その13)	東伯郡 湯梨浜町 はわい長瀬 外	株式会社 高野組 代表取締役 高力 久美	(当初契約額) 101,200,000円	令和3年8月4日 ～令和4年3月15日	(当初契約年月日) 令和3年8月4日	
					(変更後工期) 令和3年8月4日 ～令和4年4月28日	(第1回変更契約年月日) 令和4年3月8日	・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じたことによる工期延伸
				(第2回変更後契約額) 111,288,100円 〔 (変更額) 〕 10,088,100円		(第2回変更契約年月日) 令和4年4月8日	・週休2日モデル工事の実施による経費補正を行ったことによる工事費の増